主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岸本鋭次郎の上告趣意について。

所論は、原審判決の量刑を非難するのであるから、明らかに刑訴四〇五条の上告 理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月一二日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齌	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官